

令和8年度森林体験プログラムの実施計画策定及び運営業務 実施要領  
(公募型プロポーザル)

本要領は、令和8年度森林体験プログラムの実施計画策定及び運営業務（以下、「本業務」という。）に係る受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

令和8年度森林体験プログラムの実施計画策定及び運営業務

2. 業務の内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「特記仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金2,000,000円(消費税および地方消費税を含む)

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

(5) 履行場所

本市担当者と協議のうえ神戸市内の履行場所を決定する。

※詳細は別紙「特記仕様書」参照

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・ 神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書および企画提案書に基づき決定する（神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）。
- ・ なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

- ・ 業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。
- ・ 受託者の請求により契約額の10分の3以内の額について前金払いをすることができる。

(3) 契約書（案）

- ・ 別紙（頭書および委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

- ・ 契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4. 応募資格、必要な資格・許認可等

参加表明書類の提出から選定結果通知までの間を通して、次に掲げる要件のすべてを満たす法人・個人事業主等とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による法的手続きをやっている者ではないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 森の手入れ、自然観察等の環境教育に係る業務について十分な技術と経験を有すること。また、本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (7) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記（1）～（5）に掲げる要件を全て満たしていること、かつ、うち 1 社は（6）を満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、共同企業体結成届出書（様式 5 号）および全代表者以外の構成員の共同企業体結成同意書（様式第 5－2 号）を提出すること。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、本事業の公募に対して他の共同企業体の代表者及び構成員になることはできない。

#### 5. スケジュール

(1)	実施要領の配布開始（公募開始）	2026 年 1 月 27 日（火）
(2)	参加表明書の提出期限	2026 年 2 月 20 日（金）17 時
(3)	質問期限	2026 年 3 月 3 日（火）
(4)	質問回答	2026 年 3 月 6 日（金）※HP にて順次回答
(5)	企画提案書等の提出期限	2026 年 3 月 13 日（金）17 時
(6)	企画提案審査会 （プレゼンテーション審査）	2026 年 3 月 19 日（木）、25 日（水）の いずれか
(7)	選定結果通知	2026 年 3 月 26 日（木）または 31 日（火）
(8)	契約締結・業務開始	2026 年 4 月上旬（予定）
(9)	業務完了	2027 年 3 月 31 日（水）

## 6. 応募手続き等に関する事項

本募集に応募を希望する者の受付手続き等は以下の通りとする。「4. 応募資格、必要な資格・許認可等」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

### (1) 実施要領の配布

#### ア. 配布期間

2026年1月27日（火）～

#### イ. 配布方法

- 本市ホームページの「事業者募集」のページからダウンロードすること（郵送による配布は行わない。）。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

※ ダウンロードできない場合にはメールにて送付するので、下記「11.問い合わせおよび書類の提出先」記載の電子メールアドレスまで問い合わせすること。

#### ウ. 配布資料

- 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- 特記仕様書
- 契約書案（頭書および委託契約約款）
- 様式集（様式1～7号）
- 質問書（様式8号）

### (2) 参加表明

#### ア. 受付期間

2026年1月27日（火）から2026年2月20日（金）17時まで（必着）

#### イ. 受付方法

- 別紙「参加表明書」（様式1号）に必要事項を記載の上、下記「11.問い合わせおよび書類の提出先」記載の電子メールアドレスまで送付すること。

※ 参加表明書を受け取った翌日（休日の場合は翌営業日）までに、各応募者の担当者宛に参加表明の確認を電子メールで連絡するので、電子メールが届かない場合は問い合わせすること。

※ 共同企業体を結成する場合、代表者の名義で提出すること。

## 7. 本公募に関する質疑

### (1) 提出書類

質問書（様式8号）

### (2) 提出方法

郵送、持参または電子メールによる。

### (3) 提出期限

2026年3月3日（火）17時（必着）

※ 持参による場合の受付時間は、開庁日（土曜日、日曜日および祝日を除く）の9時

から 12 時及び 13 時から 17 時とする。

(4) 質問に対する回答

- ・ 回答日：市のホームページにて順次回答（最終回答日は 2026 年 3 月 6 日（金））
- ・ 回答方法：全ての質問をとりまとめ、質問者が特定されない形式で、市のホームページの「事業者募集」のページ内に掲載する。質問が無かった場合は、その旨を掲載する。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

## 8. 企画提案の手続き

(1) 提出書類

- (ア)公募型プロポーザル参加資格確認書（様式 2 号）
- (イ)委任状（様式任意）※代表者以外の者の名義で申請する場合のみ提出すること。
- (ウ)神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 3 号）
- (エ)神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有することを証明する書類【写し可】  
なお、資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。
  - (オ)- a. 登記事項に関する「履歴事項全部証明書」（提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの）又は開業届【写し可】
  - (オ)- b. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書  
(提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの)【写し可】  
※滞納がないことを証明する納税証明書によること。  
※所在地の市町村において上記様式がない場合は各市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。
- (カ)団体概要（様式 4 号）  
法人・団体のパンフレット（会社概要）等があれば添付すること。
- (キ)類似業務実績申告書（様式 6 号）  
業務実績は過去 5 年以内のものとする。
- (ク)見積書  
内訳明細に項目ごとの詳細な内容と費用（消費税および地方法消費税含む）を明記すること。なお、契約金額（基準額）を上限とする。
- (ケ)企画提案書  
詳細については「(4)作成要領」を参照。  
※共同企業体での応募の場合、上記の（ア）～（ケ）の書類に加え下記の（コ）の書類を提出すること。
  - (コ)団体概要（共同企業体の代表者以外の構成員用）（様式 4-2 号）および共同企業体結成届出書（様式 5 号）、共同企業体結成同意書（様式 5-2 号）
    - ・共同企業体で参加表明を行う場合は、全ての構成員について、上記の（ウ）～（オ）に記載する書類（必要に応じ a~b）を併せて提出すること。
- ※参加表明後に辞退する場合は速やかに下記の（シ）の書類を提出すること。

(サ)参加辞退届（様式7号）

(2) 提出方法

郵送、持参または電子メールによる。

※神戸市のシステムでは容量10MBを超えるメールは受信不可のため、10MBを超えるデータを提出する場合は、別途ご連絡ください

(3) 提出期限

- ・(ア)～(カ)・(サ)の資料は2026年3月3日(火)17時(必着)、(キ)～(ケ)の資料は2026年3月13日(金)17時(必着)。

※原本が必要な書類については郵送または持参によること

(4) 作成要領

- ・企画提案書は下記の構成例を参考にすること（必要に応じて、項目を追加、順番や名称を変更してよいが、必ず下記項目に該当する内容を含むものとする。）。
- ・予算内で追加提案をしてもよい。
- ・事業者の能力及び提案内容を公正かつ客観的に評価するため、企画提案書に事業者名、事業者を推定できるようなマーク等を記載しないこと。

**【企画提案書 構成例】**

1. 活動概要（団体概要、現在の活動状況）

2. 業務実施体制（運営体制、安全管理等）

3. プログラム案

　(1)基本方針(プログラムの考え方、進め方、テーマ、プログラムの名称等)

　(2)プログラムの年間計画

　(3)各プログラムの内容

※5カ所以上の履行場所を提案の上、プログラムの内容を提案すること

4. プログラムの周知・広報

5. 見積・費用配分

※材料費・施設利用料等の実費が発生する場合はその内訳を記載し、実費分については参加費として参加者から徴収するような想定で見積を行うこと。

9. 選定方法、結果の通知、公表、契約

(1) 提出資料に関して、不明点があれば必要に応じて確認を行う。

(2) 事業者選定の方法

- ・企画提案審査会において、提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこと。その内容について(5)に掲げる評価基準によって評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。
- ・企画提案審査会の日時、場所についてはEメールにて通知する。

- ・ 評価点の合計が満点の 5 割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。提案事業者が 1 者のみであっても同様の扱いとする。
- ・ 委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を行う。
- ・ 委託予定事業者の辞退又は協議不調のときは、企画提案審査会における選定で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- ・ 選定委員の評価点の合計が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により委託契約候補者を決定する。
  - ア) (5)に掲げる評価項目のうち「4. プログラム案」の合計点数が最も高い者
  - イ) 前項が同点の場合、同評価項目のうち「a. 魅力度、独自性」、「b. 方向性」、「c. 実現可能性」の順に点数が最も高い者
  - ウ) 前項が同点の場合、当該事業者がくじを引き、委託契約候補者を決定する。

(3) 企画提案審査会（プレゼンテーション審査）

- ① 日時：2026 年 3 月 19 日（木）または 3 月 25 日（水）に実施
- ② 場所：神戸市役所内
- ③ 内容：企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション
  - ※ 発表時間は 15 分程度、質疑応答を含めて 30 分以内とする。
  - ※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
  - 会場に入る人数は 1 事業者あたり 3 名までとする。
  - ※ プロジェクターは市で用意する。

(4) 選定結果の通知および公表

- ・ 2026 年 3 月 26 日（木）または 31 日（火）に、応募書類の提出者全員に結果を通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

(5) 評価基準と配点

- ・ 各委員が 35 点満点で評価し、その平均を採用する。
- ・ これに事務局が事務的に採点する「1. 地元企業に対する加点」および「2. 業務実績」の 15 点満点を加え、合計 50 点満点とする。

採点基準表

評価項目	評価の視点	配点
1. 地元企業に対する加点 【5 点】	別表の基準により採点。 <b>※事務局採点</b>	5 点
2. 業務実績 【10 点】	業務を任せるに足る実績があるか。（業務実績は過去 5 年以内のものを評価） <b>※事務局採点</b>	10 点
3. 業務実施体制 【10 点】	①十分な運営体制が設定されているか。運営方法、業務の進め方に無理はないか。	10 点

		②プログラムあたりの講師、スタッフの想定人数は十分か。③参加者の安全確保のための対応が検討されているか。	
4. プログラム案 【25点】	a.魅力度、独自性	ターゲット層が参加してみたいと思える楽しそうな内容か。 提案者の強みや特性を活かした内容か。	5点
	b.方向性	発注者の意図を理解しているか。 事業目的に合った内容か。	5点
	c.実現可能性	実施場所、時期、内容、人材、費用（見積書）等から、実現可能な提案となっているか。	5点
	d.多様性	各回のプログラムは、それぞれバリエーション（内容や回数、実施時期等）に富んだ内容か（毎回同じような内容になっていないか）。	5点
	e.広報発信	参加者を十分確保できる内容となっているか。 様々な人に情報が届く提案となっているか。	5点

別表：地元企業に対する加点の採点方法

単独企業による応募の場合	本店が神戸市内にある場合。	5点
	支店が神戸市内にある場合。	3点
	本店も支店も神戸市外にある場合。	0点
共同企業体による応募の場合	全ての構成企業の本店が神戸市内にある場合。	5点
	半数以上の構成企業の本店が神戸市内にある場合。 または、構成企業の全ての支店が神戸市内にある場合。	3点
	上記に当てはまらない場合。	0点

## 10. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 本市は、選定結果の如何に拘らず、提出書類を返却しないものとする。
- (3) 本市は、提出書類を、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本選定に参加できないものとする。
  - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
  - ② 提出物に不足があるもの

- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「神戸市委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 応募後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本公募への参加は無効とする。

#### 11. 問い合わせおよび書類の提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所4号館6階

神戸市建設局森林・防災部森林課

電話：078-322-0125

FAX：078-331-3441

電子メールアドレス：[mt\\_rokko@city.kobe.lg.jp](mailto:mt_rokko@city.kobe.lg.jp)